



通所介護、過去最多の4万事業所超 ～厚労省、介護事業所への全国調査を実施～

◆厚労省は平成26年における「介護サービス施設・事業所調査」の結果を公表しました。通所介護が過去最多で4万事業所を超え、前年から際立って増加していることがわかります。

この調査は、介護サービスの提供体制などを把握する目的で行われているもので、今回の調査は介護保険施設など全国の施設・事業所、延べ約35万事業所を対象に行い、昨年10月1日時点の状況を集計したものとなっています。

調査結果の概要は表の通りですが、介護予防サービスや訪問介護、通所介護などが他のサービスに比べて急増しています。一方で施設系サービスでは、介護老人福祉施設や介護老人保健施設の増加が見られるものの、介護予防や居宅サービスなど他のサービス全体と比べるとその伸びが小さいことが示され、「施設から在宅へ」の流れを受けていることなどが要因と考えられます。

またサービスごとの経営主体別の構成割合のうち、社福の割合が多い上位3つのサービスには、地域密着型介護老人福祉施設(94.6%)、短期入所生活介護(82.6%)、介護予防支援事業所(52.9%)が挙げられますが、その他のサービスでも社福が一定割合の割合で事業を担っていることから、社福が利用者の受け皿として重要な位置を占めていることも改めて認識できる結果となっています。

＜施設・事業所数の概要＞

(単位：(増減率)%(、その他)事業所)

サービス	平成26年	平成25年	対前年	
			増減数	増減率
介護予防訪問介護	33,060	31,908	1,152	3.6
介護予防通所介護	39,383	36,097	3,286	9.1
訪問介護	33,911	32,761	1,150	3.5
通所介護	41,660	38,127	3,533	9.3
居宅介護支援事業所	38,837	37,540	1,297	3.5
介護老人福祉施設	7,249	6,754	495	7.3

(参考：厚労省HP/CBニュース)

サ高住整備、立地適正化へ ～事業者自治体の意見聴取等義務付け～

◆サービス付き高齢者向け住宅(以下「サ高住」という。)の今後の整備について、国交省は立地の適正化に向けて補助見直しなどを盛り込んだ整備方針案を明らかにしました。今年4月の「サ高住の整備等のあり方に関する検討会」の中で中間とりまとめが行われましたが、今回はその対応としてより具体的な改革案が示されています。

案では、年明けから国の建設費補助を申請する事業者に対して、地域の市区町村の意見を聞くことや、自治体のまちづくり方針との整合性を図ることなどを義務付けるほか、公共交通機関や医療機関を利用しやすい立地に整備することなどが、補助が受けることができる要件として示されています。

サ高住の整備が進められる一方、最近では交通アクセスの良くない地域に立地しているケースが多いことを踏まえ、今後は市区町村の関与のもと、計画的な整備を図る目的があります。

またこの他にも、空き家などの既存ストックを活用するような効率的な整備には、補助を拡充することなども盛り込まれています。

国交省のこうした方針に加え、加藤一億総活躍担当相も補助制度の拡充でサ高住の増設を進める考えを示しており、今後も拡充が進められそうです。(参考：国交省HP/日刊建設工業新聞/朝日新聞)

特養の整備、上乗せ前倒し ～2020年初頭の計画～

◆高齢化により介護サービスの不足が問題となる中、塩崎厚労相は12日に開催された「厚労省一億総活躍社会実現本部」の中で特養などの6種類の施設・在宅サービスを

- 6種類の施設・在宅サービス
- 特別養護老人ホーム
 - 介護老人保健施設
 - 認知症グループホーム
 - 特定施設(ケアハウス)
 - 小規模多機能型居宅介護
 - 看護小規模多機能型居宅介護

2020年初頭までに約40万人分整備する方針を明らかにしました。

当初の計画では、施設・在宅サービスを2020年までに約34万人分増やす方針でしたが、介護による離職者ゼロを達成すべく、整備を早め、上乗せする計画です。

またこうした計画の達成に向けて、用地確保が困難な地域における施設整備への支援として、定期借地権の一時金の支援拡充や合築、空き家の活用などを進める方針です。この他にも、都市部における特養の建物所有要件や合築の際の設備の共用等の規制緩和も併せて進めることとしています。

一方、サービスを支える人手不足が問題となっていますが、人材確保も併せて進める方針で、計画通りに施設を増やせるか注目されます。(厚労省HP/時事通信)

＜既存ストック活用に向けた補助対象の拡充＞

＜補助要件＞

- サ高住として今後10年以上の登録をすること
- 入居者の家賃が、近辺同種の住宅の家賃と均衡を失しないこと
- 事業に要する資金調達が確実であること 等

＜補助率＞

- 住宅
 - 新築：1/10(上限100万円/戸)
 - 改修：1/3(上限100万円/戸)
- 訪問介護事業所などの高齢者生活支援施設
 - 新築：1/10(上限1,000万円/施設)
 - 改修：1/3(上限1,000万円/施設)